

公 示

下記農地は農地法第32条第1項又は第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和8年3月30日

津和野町農業委員会 会長 林 靖 登 印



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (m ²)	農地に関する 権利の種類	農地法第32条又 は第33条の当該 条項等	農地の所有者等 の情報
寺田 242 番 2	田	102	所有権	農地法第33条第1項	妙高企業株式会社
寺田 2668 番 2	畑	52	所有権	農地法第33条第1項	妙高企業株式会社
中座イ 54 番	畑	198	所有権	農地法第33条第1項	藤井 節子
豊稼 775 番 1	畑	89	所有権	農地法第33条第1項	弘中 政助
内美 640 番 1	田	1,035	所有権	農地法第33条第1項	村上 芳
森村口 62 番 3	畑	31	所有権	農地法第33条第1項	野村 五郎
寺田 415 番	畑	314	所有権	農地法第33条第1項	向井 克己
寺田 419 番	田	1,256	所有権	農地法第33条第1項	向井 克己
寺田 420 番 2	田	52	所有権	農地法第33条第1項	向井 克己
寺田 420 番 3	田	800	所有権	農地法第33条第1項	向井 克己
森村イ 661 番	畑	160	所有権	農地法第33条第1項	寺戸 洋子
森村イ 988 番	田	565	所有権	農地法第33条第1項	寺戸 洋子
森村口 93 番 2	畑	400	所有権	農地法第33条第1項	倉重 靖子
添谷 230 番 1	畑	433	所有権	農地法第33条第1項	青木 英雄
添谷 234 番 1	田	247	所有権	農地法第33条第1項	青木 英雄
青原 328 番 1	畑	471	所有権	農地法第33条第1項	井筒 栄治
高峯 1078 番 1	畑	49	所有権	農地法第33条第1項	齋藤 伝七
内美 319 番	畑	297	所有権	農地法第33条第1項	竹内 幸右衛門
内美 320 番 1	畑	316	所有権	農地法第33条第1項	竹内 幸右衛門
内美 483 番 1	田	601	所有権	農地法第33条第1項	齋藤 彰
内美 483 番 2	田	150	所有権	農地法第33条第1項	齋藤 彰
内美 484 番 2	田	1,082	所有権	農地法第33条第1項	齋藤 彰

長福 1085 番	畑	341	所有権	農地法第 33 条第 1 項	桑原 和広
長福 1087 番	畑	273	所有権	農地法第 33 条第 1 項	桑原 和広

農地法第 32 条第 1 項第 1 号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第 32 条第 1 項第 2 号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第 33 条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

- 2 この公示は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び同法第 33 条第 1 項の農地について、当該農地について同法第 32 条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権限に基づき使用及び収益を有する者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第 74 条の 2 により探索を行ったとみなされる場合を含む）。
- 3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 2 月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。
 - (1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名）
 - (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積
- 4 また、この公示があった日から起算して 2 月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第 41 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第 32 条第 1 項第 2 号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定がおこなわれることがある。